

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和3年9月24日（金）午後1時頃
- 2 事故発生場所 加古川市尾上町池田89番地の1
浜の宮保育園敷地内
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 浜の宮保育園の園庭に運動会の練習のために設営していたテントが強風に煽られ転倒したことにより、駐車中の相手方車両に接触し、車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 ボンネット、フロントフェンダーその他
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0
専決日：令和3年10月11日 示談成立日：同年10月11日
- 7 損害賠償の額 90,860円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金90,860円については、本市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険契約に基づき、保険会社より相手方に支払われる。